

パブリックコメントの結果  
石川県国民保護計画（案）に対する意見

「石川県国民保護計画（案）」について、県民の皆様からいただいたご意見を取りまとめましたので公表します。

ありがとうございました。

寄せられましたご意見については、取りまとめの便宜上、共通項目ごとに適宜集約してあります。

募 集 期 間     平成17年10月17日（月）～11月18日（金）

寄せられた意見     101件（33人）

提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

（1）住民への啓発、情報提供について（12件）

番号	意見概要	左記に対する考え方
1	県民向けに、要点をまとめ、イラストや図が入った分かりやすいものを提供すべきだ。	本計画の作成に当たっては、法令記載事項やイメージ図を盛り込むなど、できるだけ分かりやすいものとなるよう努めましたが、有事の際の留意事項なども含め、県民の皆様を理解していただくため、今後、啓発等に当たって、さらに工夫していきます。
2	いざというときに備えて普段どんな準備をしておいたらよいか、日頃どういう準備をしておけばよいか具体的に県民に提供してほしい。できれば、県民向けの非常時行動マニュアルを作って提供してほしい。	
3	今後計画が作成された場合にも、新聞などで広報したり、冊子を作成して配布してほしい。	
4	住民がどのような場合にどのような行動をとったらいいのかを書いた手引き書のようなものを作成して各家庭に配布すべきだ。	
5	マニュアルを作るときは、いろいろと工夫を凝ら	
6	して是非とも実効性のあるようにしてほしい。 (2件)	
7	いざ事が起こったときに、国民保護の仕組みや国民がどうすればよいか、県や市町村が住民に対して積極的にPRしていくことが大事だと思う。	武力攻撃事態等においては、正確な情報を適時、適切に提供することとしています。
8	スムーズな避難や住民の協力のために、県民への情報提供をしっかりとやっていただくようお願いする。	
9	「放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする」とあるが、この規定だけで、戦前の大本営発表がまかり通った時代の再来を防げるのかどうか疑問である。	これまで、報道機関と十分協議していますが、放送事業者の放送義務の内容はすべて国民保護法上に明記されており、国や県の恣意的な介入を入れる余地はなく、また、放送事業者が作成する業務計画についても、より自主性が高められるように「協議」ではなく「報告」となっております。

番号	意見概要	左記に対する考え方
10	住民の行動の自由や報道機関の取材活動の自由を尊重して、立ち入り禁止地域の定義・基準等を予め規定しておく必要がある。	知事が行う警戒区域の設定は、緊急の必要があると認めるときに、現場における被害の状況や緊急性等を総合的に勘案して行うものであり、具体的な基準等をあらかじめ規定しておくことになじまないものです。
11	安否情報の収集や提供について、きちんと機能するような仕組みを作ってほしい。	安否情報の収集や提供は、各人の関心の高い重要な事項であり、今後、国や市町と連携しながら、十分機能するような仕組みを作っていくこととしています。
12	関係機関における情報の共有について、個人情報の扱いを考えれば、その収集目的等は明確にする必要がある。	個人情報の取扱いについては、慎重に対応することとしています。

(2) 基本的人権の尊重について(3件)

番号	意見概要	左記に対する考え方
13	国民保護措置の実施に当たっては、思想、良心などの主観的な理由による拒否は認められるべきである。	計画の基本方針で定める基本的人権の考え方はこの計画全般に関わるものです。また、思想及び良心の自由は、内心の自由という場面において保障されるものです。
14	人権についての啓発を重視することを盛り込む必要がある。特に日本国籍以外の住民に対する侵害が発生しないよう具体的に明記すべきである。	第1編総則の基本方針は、この計画全般に関わるものであり、その中で基本的人権の尊重や日本に居住・滞在している外国人に対しても留意するよう明記しています。
15	国民の基本的人権の尊重を、何よりも最大限尊重し、人権が侵害されるようなことがないよう、あらゆる配慮を具体的にすべきである。	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第5条に規定されており、県国民保護計画にもその旨を明記しています。

(3) 住民の避難・救援について(15件)

番号	意見概要	左記に対する考え方
16	県は市町村としっかりと連絡をとって役場にきちんと指示して対応するようにしてほしい。	武力攻撃事態等において、住民避難が必要な場合には、国からの指示を受けた県は、市町を通じて避難経路、避難の方法などを内容とする指示を行います。また、市町は、避難の誘導を行うこととなっており、県としては、市町と十分連携を図っていくこととしています。
17	県外への避難にうまく対応できるだろうか心配である。	県外への避難が必要となる場合には、関係都道府県と連携・協力して円滑な対応が可能となるよう、今後協議を進めていくこととしています。

番号	意見概要	左記に対する考え方
18	万が一の事態が発生した場合にどう対処するのかを決めておくことは大切だと思うが、いざというときに具体的にどうするのかという手順などを、きちんと決めておかないと、実際の場合には役に立たないのではないか。	国民保護のために必要な具体的事項等については、避難マニュアルを作成することとしているなど、市町、他の都道府県、国及びその他の関係機関と連携・協力し、いざというときに対応できる体制を構築していきます。
19	舳倉島の存在を明示すべきである。	舳倉島を地形図に明示しました。
20	離島における避難について、能登島は離島ではないことから、明確に「舳倉島における避難」とすべきである。	他の地域において離島と同じ状況となる場合も考えられることから、一般名称を使っています。
21	舳倉島が奇襲により武力攻撃され、住民が人質に取られるおそれが十分想定される。その場合は、この計画案の表現内容で本当に対応可能なのか疑問が残る。	避難措置については、国において武力攻撃の予測段階から適切に判断されるものと考えています。
22	いざ避難ということになったら、大きな混乱が起こるのではないか。こんなことも頭に置きながらしっかりと対応がとれるように検討してほしい。	平素における訓練や啓発を通じて、混乱が起こらないよう対応していきたいと考えています。
23	男女の違いに注意するなど避難所等において、お互い生活しやすいようにしてほしい。	避難所等において男女のニーズの違いに応じ配慮するよう、明記しました。
24	自衛隊との調整では、どのような指針・内容が明らかにすべきであり、また、調整する場合でも県の自主的判断が優先されることを規定すべきである。	道路、港湾等の利用指針の内容は、具体的な事態に即応して、国の権限と責任で示されるものです。
25	避難実施要領作成の際の主な留意事項に外国人への記載が無い。他の項目と同様記載すべきである。	市町長が作成する避難実施要領の留意事項において、「高齢者、障害者その他特に配慮を要する者」の中には、他の項目と同様、外国人も含まれています。
26	「避難マニュアルの作成」とあるが、このマニュアルはいつ作成されるのか。また、内容は公開し県民の意見を広く反映する手立てをとるべきである。	県が作成する避難マニュアルについては、市町の避難マニュアル作成に役立ててもらうため、年度内に取りまとめ、県国民保護協議会に示すこととしています。
27	県国民保護計画において、救援の際の物資の売渡要請について、正当な理由がないにもかかわらず、所有者が応じない場合の、特定物資の収用が記載されているが、強制措置を定める項目では、強制措置を実施するには慎重な配慮が必要である旨を指摘する必要がある。	緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ措置を講ずることに留意する旨明記しております。 なお、計画に特定物資の収用等を行うときは、公用令書を交付する旨盛り込みました。 また、「正当な理由」とは、それに応ずることが困難な客観的事情がある場合に限られ、思想や信仰に反するからといった理由により要請等を拒否することは「正当な理由」には当たりません。
28	いざというときに、住民の避難や救援ができるよう、県や市で非常時に必要な設備の整備や物資の備蓄、人の確保などの準備を是非お願いしたい。	自然災害等に対する備えと共用できるものについては、相互に兼ねながら、今後、物資の備蓄などに努めていくこととしています。

番号	意見概要	左記に対する考え方
29	地方自治体の役割は「住民の保護」であり、「作戦の支援」ではない。国の役割とは根本的に異なっている。	武力攻撃事態等における国民の保護という目的が達成されるよう、国等関係機関と連携調整しながら取り組むこととしています。
30	警戒区域の設定は、市町長に通知とあるが、警察などの関係機関へ通知することとしないと、住民への対応が遅れるのではないか。	警戒区域の設定に当たり関係機関へも通知することとしました。

(4) 訓練について(6件)

番号	意見概要	左記に対する考え方
31	県民を「戦時訓練」に動員することは、許されることではない。	武力攻撃事態等において住民の生命・身体等の安全を確保するための訓練であり、平素から避難訓練をはじめ、できる限りの備えをしておくことは必要なことです。 なお、訓練の参加は、あくまで住民の自発的な意思によるものであり、参加を強制するものではありません。
32	関係者が合同で行う訓練も必要だと思う。	
33	自主防災組織を「国民保護措置の訓練」の対象とすることをすべきではない。	自主防災組織を含め国民が訓練に参加するか否かは、あくまでも本人の自発的な意思によるものです。
34	地震などの防災訓練と国民保護措置における避難	避難訓練や炊き出し訓練など内容が共通するものについては、防災訓練におけるノウハウ等を活用することが、有意義です。
35	訓練を同一視することは、問題であり安易だ。 (2件)	
36	避難実地訓練は「障害がある人」「寝たきり在宅患者」「入院患者」「認知症高齢者」「施設入所者」等の人たちの参加とその人たちの安全避難を第一の訓練目標にして行うこと。	今後、訓練を行う際には、「障害がある人」等の避難に特に配慮します。

(5) 高齢者・障害者等への配慮、従事者の安全確保について(2件)

番号	意見概要	左記に対する考え方
37	避難実地訓練、避難物品確保・整備の考え方の基本として、「障害がある人」「寝たきり在宅患者」「入院患者」「認知症高齢者」「施設入所者」の安全避難を第一にした計画にすること。	高齢者、障害者等への配慮を行うこととしていているところです。この計画は、国民保護措置に係る基本的な枠組みを定めたものであり、今後、この計画がより実効性のあるものとなるよう取り組むこととしています。
38	地方公共団体職員、運送業者など指定公共機関、指定地方公共機関の労働者などは自らの生命、身体危険をさらしてまで措置を実施する必要性がないことや措置実施を拒否した場合、服務規程違反として懲戒処分など不利益を受けないことを明示すべきである。	サービスの取扱いに関しては、それぞれの機関で適切に判断されるものと考えています。また、安全確保への配慮は、当然なされるものと考えております。

( 6 ) 計画の実効性、想定する事態について ( 6 件 )

番号	意見概要	左記に対する考え方
39 40	「武力攻撃事態」「緊急処理事態」の発生の可能性を具体的に明らかにすること。  ( 2 件 )	事態想定は、攻撃の手段、規模の大小、攻撃パターンなどにより異なり、どのようなものになるかは一概に言えませんが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国が示した基本指針における類型を想定しています。
41	「武力攻撃事態」「緊急処理事態」の発生を予防・回避するための課題と要件を明らかにし、そうした事態の発生の予防・回避のための具体的な対策を明らかにすること。	国民保護計画は、武力攻撃等を予防・回避するための計画ではなく、武力攻撃事態等において国民の生命等を保護するための計画です。
42	計画の「目標」をだれのために、何のために等、可能な限り具体的に記載すること。	<p>県国民保護計画の作成に当たっては、国民保護法、基本指針、国が作成した都道府県国民保護モデル計画を基に、地域特性等を加味して必要な内容を記載しました。</p> <p>また、具体性を高めるために避難マニュアル等を作成することとしています。</p> <p>なお、県国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合における国民の保護のための措置を記載したものであり、どこかの国やテロ集団等による攻撃などを具体的に想定したものでも、近隣国との関係や戦争について記載するものでもありません。</p>
43	仮想敵国あるいはテロ集団をどのように想定しているのかが不明だ。	
44	実際に動くための計画がなければ、「絵に描いた餅」でしかないので、この計画が正式決定され、さらに、具体的な計画と体制が作られることを切に願っている。	

( 7 ) 原子力発電所の武力攻撃災害への対処について ( 12 件 )

番号	意見概要	左記に対する考え方
45 46 47 48 49	国民保護と言いながら、原発の安全規制に関わる基本のところ国が法の精神をないがしろにしているので、国に対し原発の安全規制に関わる法律の遵守と原子力安全委員会の真剣な再検討を求めべきだ。  ( 5 件 )	<p>原子力発電所が武力攻撃等を受けた場合の周囲への影響にかんがみ、武力攻撃災害への配慮が特に必要であることから、国の総合的方針に基づき、国等と連携しながら、放射線モニタリング、医療及び通報体制など特有の対応などに万全を期していきたいと考えています。</p> <p>また、原子力発電所は、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に該当することにかんがみ、安全確保について必要な措置を講ずることとしており、その中で原子炉の停止要請をはじめ、必要な要請を行うこととしています。</p>
50	国民保護法に基づく計画が実際に意味を持つのは、「平素からの備え」であり、訓練の実施だ。国・県挙げての大きかりな訓練が実施され、その時には、現実の原発や原子力政策のはらんでいる深刻な危険性と問題は目に入らなくなってしまう。	
51 52 53	「原子力災害への対処」について基本的考えの中で「原子炉の運転停止」が記載されているが、「核燃料撤去」の対策も入れるべきである。  ( 3 件 )	

番号	意見概要	左記に対する考え方
5 4	志賀原発で苛酷事故が発生する可能性を想定した保護計画案にすること。	国の基本指針においても「原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）の定めと同様の措置を講ずることを原則とする。」とされているところです。
5 5	苛酷事故発生の場合に、最小限の一次被害、二次被害、三次被害を最小限に押さえることを目標にすること。	
5 6	苛酷事故発生への防護・退避等の現状の整備状況、準備状況を明らかにすること。	

( 8 ) 住民への事前説明、意見募集について ( 8 件 )

番号	意見概要	左記に対する考え方
5 7 5 8 5 9	県民向けの説明会の開催、要約版の作成などにより、もっとPRすべきだ。 ( 3 件 )	<p>県では、「石川県県民意見募集制度（パブリックコメント）指針」に基づき、昨年10月17日から11月18日までを募集期間として、パブリックコメントを実施し、広くご意見をいただいたところです。</p> <p>また、金沢市及び七尾市において説明会等を開催し、質疑応答やアンケート等を行いました。</p> <p>こうしたご意見を県国民保護協議会にもお示しした上で、県国民保護計画を作成したところです。</p> <p>作成した県国民保護計画の内容を理解していただけるよう、パンフレットの作成など分かりやすい工夫をしながら、県民への啓発に努めることとしています。</p>
6 0	公開の意見発表と意見交換（公開ヒアリング）の機会や県民による審議会を設けること。また、石川県国民保護計画についての石川県国民保護協議会による審議を公開とすること。	
6 1	町内の回覧板で案を知らせ、県民に意見を求めるべきである。	
6 2	意見を石川県国民保護協議会における検討資料とするのであれば、どのように検討し、県としてどのように考えたかについて、最低限、意見を出した者に対して、回答するのが筋ではないか。	
6 3	土地所有者等の代表や労働組合等から、できる限り広く意見を聴取・協議し、その意見を反映すべきである。	
6 4	協議会の構成メンバーは、石川県の独自性を発揮して欲しい。	

( 9 ) 国等との連携・調整について ( 2 件 )

番号	意見概要	左記に対する考え方
6 5	自衛隊の「防衛出動及び治安出動」と、国民保護計画とは相容れないので削除すべきである。	自衛隊の部隊との緊密な意思疎通は、円滑な国民保護措置の実施のために必要です。
6 6	「交通規制」については、軍事目的優先の規制を禁止し、県の優先権を確立しておくこと。	交通規制は、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるよう実施するものであり、法律上国の権限と責任において利用指針が定められた場合は、それに基づき対処することとなります。

( 10 ) 計画の変更、自然災害との関係について ( 2 件 )

番号	意見概要	左記に対する考え方
6 7	これからもしっかり検討を重ねながら、必要なものがあれば計画を変更するなどして、よりよいものにしてほしい。	県国民保護計画については、不断の見直しを行うこととしています。
6 8	回避がほとんど不可能な自然災害と、本来、人為的に引き起こされる戦争は、全く性格が違う。本計画においては、自然災害と武力攻撃事態の違いを明確にし、災害対策のための体制や組織を武力攻撃事態災害に転用せず、別途規定を策定すべきである。	自然災害と武力攻撃災害は、本来的には異なる性格を有するものですが、災害対処という面では、類似する点も多くあります。 このため、自然災害に対応する体制により対処していたものが、武力攻撃による災害であることが判明した場合には、以降、国民保護体制により対処することとしているものです。県対策本部への移行の規定は、その際の取扱いを定めたものです。

(11) 国民保護法制等について ( 2 2 件 )

番号	意見概要	左記に対する考え方
69 70	国民保護法を含めた一連の有事法が憲法9条に違反することは明らかであり、計画づくりを拒否すべきである。 (2件)	平和への取り組みや努力を積み重ねることは大切なことと考えています。 しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一、武力攻撃などにより国民の生命、身体、財産に被害が及ぶ事態が発生し、また、そのおそれがある場合、昨年9月に施行された国民保護法により、県は、国や市町等と連携し国民の生命等を保護する責務があるとされています。
71	周辺諸国の敵視政策が大前提であり、これまで石川県政が取り組んできた自治体外交や県民の草の根交流とは相いれないものである。	また、この法律で、知事に対し、国民の保護に関する計画の作成が義務づけられました。
72 73 74 75	国民保護計画の策定によって、県民を戦争体制のなかに組み込むことは許されない、この計画の策定には絶対に反対である。 (4件)	県国民保護計画は、社会を日常的に軍事化しようとするものではなく、国民の生命等を武力攻撃災害から保護するためのものです。
76	何かあったときの備えより、どうすれば起こらないかを市民と一緒に考えていくことの方がはるかに建設的で重要だ。	
77	LPG 基地と志賀原発は、攻撃対象になれば石川県に大きな被害が生じる、こんな非現実的な計画を作っても何にもならない。近隣国との交流の方が大切だ。	
78	定住外国人の固有の文化や信条を敵視し差別や排斥感情を育てかねない”武力攻撃を想定した計画”を立てることは、自治体の責務から外れている。	
79	現在の戦争では、その破壊力、その速度に対比して、有効な避難計画が立案できるかどうか、慎重に検討すべきだ。	
80	どのようにして戦争やテロに巻き込まれることを防ぐのか、それを具体的に県民に提示し、実践すべきだ。	
81 82	国の言うままに計画(案)を作る前に、こんな計画(案)をつくらなくてもすむように、国に提言すべきだ。 (2件)	
83	平和憲法の元に、外交をきちんとしていけば、これほどすばらしい国民保護はない。	
84	今日なぜ「計画案」を策定する必要があるのか明確にすべきである。	
85	計画には実効性がなく、想定されている事態は起こりえないので、策定を中止すること。	
86 87	今後は、平和のための取り組みに力を注いでほしい。 (2件)	



番号	意見概要	左記に対する考え方
88	有事そのものを生じさせないための地方自治体の取り組みを聞きたいと思う。石川県はそのような取り組みを考えているのかどうか明らかにして欲しい。	地方自治体においても国際交流や近隣諸国との連携強化により国際社会の平和に貢献していくことが大切であります。本県においても中国や韓国等との交流を行っているところです。
89 90	無防備地区宣言を行うことが県民の安全を図る上で重要である。 (2件)	県及び市町が、「無防備地区」の宣言を行うことはできないものとされています。

(12) 国に対する意見・要望など(11件)

番号	意見概要
91	防衛問題は「備えあれば脅威あり」、「備えあれば戦争あり」であり、非現実的な想定を狙いは「万が一のための守り」ではなく「軍拡の口実」でしかない。
92	戦争と犯罪を混同している。テロや不審船は有事法の根拠にならない。「テロ」は戦争ではなく刑法上の犯罪であり、万が一被害が発生した場合、軍事力で対応できるものではない。地域防災計画にもとづく退避、避難、救援等の対応が基本である。また被害の拡大防止は警察力によって対応すべきである。不審船問題も第一義的には海上保安庁の問題である。
93	近隣諸国が日本を攻撃してくることを想定するのが国民保護計画である。計画が成立したなら、啓発、研修、訓練により、子どもたちを含めた県民の間に、周辺諸国に対する敵国意識が形成されていく。学校教育現場における啓発、訓練は教育基本法前文及び1条にも違反するものだ。
94	国民保護法を含めた一連の有事法は、全体に密接に関連しあい戦時下の日本を想定・構築しており、明らかに憲法に違反する。
95	国民保護法の実態は、銃後の備えを平時から行い、いざというときには国民や自治体を戦争体制に組み込むということであり、許されるものではない。
96	国の責任で武力攻撃のようなことが起こるのであれば、国民全てが受けた損害を国が補償すべきではないか。
97	北朝鮮(共和国)の核開発の脅威が叫ばれていますが、冷静に事実を見ること。プルトニウムを取り出すこともできず、もちろん原爆を造ることもできない。
98	世界各国の核武装も世界への脅威だが、日本の核オプションの強化 日本核武装の動きも東アジア諸国にとって大きな脅威となっている。
99	平和国家の政策を推進することこそ、国民を守る正道だ。
100	国民を保護することができない状態が非常時である。このような机上の空論を「国民保護」という名の下に作成する欺瞞を、国にももの申す、それが難しければ「反戦」の取り組みを地方として行うべきだ。
101	在日米軍の受入れに反対すべきである。